

## 愛知県医療機関職場環境改善等事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 愛知県医療機関職場環境改善等事業費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、「令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」(令和7年4月1日付け医政発 0401 第5号)及び愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、医療施設等に対して補助金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職場の処遇改善につなげることを目的とする。

### (対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーションその他厚生労働大臣が認める者が行う各号の事業(以下「補助事業」という。)のいずれか(複数可)とする。

なお、令和6年4月1日からこの要綱の施行期日以前までに着手した事業も対象とする。

(1) ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(2) タスクシフト/シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

(3) 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

### (対象経費)

第4条 この補助金の対象経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

- 2 前項に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めないものとする。ただし、別表1に掲げる場合において補助事業者が希望する場合は、消費税及び地方消費税を含む経費を補助対象経費とすることができる。

(交付額の算出方法)

第5条 この補助金の交付額は次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次表の第1欄に定める基準額に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

交付の対象	1 基準額	2 補助率
病院・有床診療所	許可病床数×40千円 ※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×180千円	10分の10
無床診療所	1施設×180千円	
訪問看護ステーション	1施設×180千円	

(申請手続)

第6条 規則第3条の規定による申請書及び添付書類は、別表2のとおりとし、原則として、知事が設置するウェブサイトを利用し、電子申請により提出するものとする。ただし、ウェブサイトを利用できない等、やむを得ない事情があると認められるときは、郵送申請により、知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第6条による申請があった場合は、申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付の決定をし、申請者宛てに通知する。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、全額概算払により交付する。ただし、精算額での申請があつ

た場合は、精算払によることができるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画の変更)

第10条 補助事業者は、事業の内容について変更をする場合は、第11条に規定する実績報告をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第11条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、様式2のとおりとし、原則として、知事が設置するウェブサイトを利用し、電子申請により提出するものとする。ただし、ウェブサイトを利用できない等、やむを得ない事情があると認められるときは、郵送申請により、知事に提出するものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月5日のいずれか早い期日までとする。

3 第8条ただし書により精算額での申請を行った場合は、改めて実績報告書の提出を要しないものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、補助事業者から実績報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を確認し、規則第14条に規定する補助金の額の確定を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助事業者に通知するものとする。

3 第8条ただし書により精算額での申請を行った場合は、交付の決定をもって補助金額の確定をしたものとする。

(是正のための処置)

第13条 知事は、前条の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者は、第12条の規定により補助金の額が確定した場合であ

って、概算払いで交付された金額が補助対象経費の支出額を上回っている場合は、その金額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 15 条 第 4 条第 2 項ただし書きにより消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めた場合には、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額（0 円の場合を含む。）を様式 3 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

2 前項により補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具その他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)」第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

2 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(補助金の返還)

第 17 条 知事は、補助事業者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、交付を行った補助金全額の返還を求めることができる。

- 1 補助事業者から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- 2 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助事業者は、交付申請書、実績報告書及びその関連書類等を電磁的方法等により、補助金の額の確定を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

(調査)

第 19 条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第 20 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 21 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して、これを適用する。

別表 1 (第 4 条第 2 項関係)

<ul style="list-style-type: none"><li>・補助事業者が消費税法における納税義務者とならないことが見込まれる場合</li><li>・補助事業者が免税事業者であることが見込まれる場合</li><li>・補助事業者が簡易課税事業者であることが見込まれる場合</li><li>・補助事業者が公益法人等で特定収入割合が 5% を上回ることが見込まれる場合</li><li>・第 5 条に定める交付額が基準額を下回ることが見込まれる場合</li><li>・その他消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する場合</li></ul>
---

別表 2 (第 6 条関係)

交付申請書類	
1	様式 1 - 1 愛知県医療機関職場環境改善事業費補助金 交付申請書兼請求書
2	様式 1 - 2 愛知県医療機関職場環境改善事業費補助金 所要額調書 (精算払の場合 愛知県医療機関職場環境改善事業費補助金 所要額調書兼実績報告書)